

## 立候補休暇に関する法律案要綱

### 第一 目的（第一条関係）

この法律は、立候補休暇の制度を設けることにより、公職の候補者となる被用者の雇用の継続を確保し、もって国民の政治への参画の機会の増大に寄与することを目的とするものとする。

### 第二 定義（第二条関係）

- 一 この法律において「立候補休暇」とは、被用者が、公職の候補者となる場合において、当該公職に係る選挙の期日の公示又は告示の日前十四日に当たる日から当該選挙の期日後三日に当たる日までの期間内において、選挙運動又は選挙運動の準備若しくは残務整理をするために取得する休暇をいうものとする。
- 二 この法律において「公職」とは、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第三条に規定する公職をいうものとする。
- 三 この法律において「被用者」とは、職業の種類を問わず、事業又は事務所に使用される者であって、賃金を支払われるもの（日々雇用される者を除く。）をいうものとする。

### 第三 立候補休暇の申出（第三条関係）

- 一 被用者は、その事業主に申し出ることにより、立候補休暇を取得することができるものとする。
- 二 一による申出（以下「立候補休暇の申出」という。）は、厚生労働省令で定めるところにより、立候補休暇を取得することとする日（以下「立候補休暇予定日」という。）をすべて明らかにして、最初の立候補休暇予定日の七日前までにしなければならないものとする。

### 第四 立候補休暇の申出があった場合における事業主の義務等（第四条関係）

事業主は、被用者からの立候補休暇の申出があったときは、当該立候補休暇の申出を拒むことができないものとする。ただし、過去一年以内に他の選挙に係る立候補休暇の申出をしたことがある被用者（厚生労働省令で定める事由により当該立候補休暇の申出に係る立候補休暇を取得しなかった被用者を除く。）からの立候補休暇の申出（当該他の選挙に係る再選挙に係るものを除く。）があった場合は、この限りでないものとする。

### 第五 立候補休暇の申出の撤回等（第五条関係）

- 一 立候補休暇の申出をした被用者は、当該立候補休暇の申出に係る最初の立候補休暇予定日の前日まで

は、その事業主の同意を得て、当該立候補休暇の申出を撤回することができるものとする。

- 二 立候補休暇の申出をした被用者は、被用者が当該立候補休暇の申出に係る立候補休暇を取得することが適当でない事由として厚生労働省令で定める事由が生じたときは、当該事由が生じた日後の当該立候補休暇の申出に係る立候補休暇を取得することができないものとする。

#### 第六 不利益取扱いの禁止（第六条関係）

事業主は、被用者が立候補休暇の申出をし、又は立候補休暇を取得したことを理由として、当該被用者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならないものとする。

#### 第七 その他（第八条及び第九条関係）

船員に関する特例並びに国家公務員及び地方公務員の適用除外について所要の規定を設けるものとする。

#### 第八 施行期日等（附則関係）

- 一 この法律は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行するものとする。
- 二 関係法律について所要の規定の整備を行うものとする。